失踪宣告取消

平成２７年（家）第１５８５号
本籍福島県本宮市仁井田字東町58番地、住所埼玉県朝霞市大字下内間木1434―11三和建設㈱会社寮
申立人（失踪者）　橋本　幸一
昭和27年12月２日生
平成28年４月27日失踪宣告取消審判確定
さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第５９号
本籍鹿児島県南さつま市加世田川畑1895番地イ号、住所川崎市川崎区日進町12番地11　ひまわり荘
申立人（失踪者）　西　洋一郎
昭和26年６月24日生
平成28年４月26日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２８４７号
東京都文京区湯島２丁目14番８号
債務者　株式会社サンワヘルスデザイン
代表者代表取締役　橋本　大旗
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦部　明子
4　破産債権の届出期間　平成28年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６号
秋田県湯沢市稲庭町字小沢57番地の１
債務者　有限会社佐藤長太郎本舗
代表者代表取締役　佐藤栄介こと　佐藤　榮介
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午前10時30分
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第５６号
三重県鈴鹿市白子町1935番地　ラウムズ白子1202号
債務者　有限会社山川商店
代表者代表取締役　鈴木　光教
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　誠基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前10時15分
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８２９号
横浜市西区北軽井沢34番地
債務者　三ッ沢建設株式会社
代表者代表取締役　葛生　正男
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２号
福井県勝山市元町１－７―21ＷＡＶＥフチガミビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地福井県勝山市栄町４丁目１番16号
債務者　有限会社サプリメント
代表者代表取締役　織田　吉和
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石倉大志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６６３号
名古屋市東区矢田５丁目１番３号
債務者　株式会社ブラスト
代表者代表取締役　門脇　利勝
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平林　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午後２時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５５５号
東京都豊島区池袋１丁目８番７号
債務者　有限会社ＷｉＺインスティテュート
代表者代表取締役　深草　緑朗
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保村康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
和歌山市古屋82番地の１
債務者　宇治田株式会社
代表者代表取締役　宇治田啓造
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山西　陽裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月14日午後２時
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
埼玉県加須市諏訪２丁目２番９号
債務者　有限会社森永塗装
代表者清算人　森永　孝行
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月23日午前11時
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２３７号
北九州市戸畑区中原西２丁目13番13―208号
債務者　藤田　直人
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月12日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２０号
北九州市門司区大里桃山町１番25―306号（サンモリッツ大里）、住民票上の住所北九州市八幡西区相生町17番16―404号
債務者　藏地　正崇
1　決定年月日時　平成28年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　圭
4　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７号
新潟県三条市今井126番地
債務者　吉岡　一榮
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成28年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２１号
秋田県大館市柄沢字狐台92番地２クラールⅡ203号室、前住所秋田県北秋田市米内沢字東川向32番地３
債務者　大川　裕
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柏木　栄一
4　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月28日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
秋田地方裁判所大館支部